

鳥取市放課後児童対策行動計画（第3期計画）

1 背景・趣旨

国は、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（以下「児童クラブ」という。）と、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「子ども教室」という。）の一体的な、または連携した実施を進めてきました。

「新・放課後子ども総合プラン」は、令和5年度末をもって終了しましたが、国は令和6年3月に、令和5～6年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策としてとりまとめた「放課後児童対策パッケージ」（令和5年12月25日付け）に基づくこども家庭庁及び文部科学省の対策と併せ、「令和6年度以降の放課後児童対策について」（令和6年3月29日付け）において、各自治体においても継続的かつ計画的な取組を推進する観点から、令和6年度以降の取組を進める上で配慮いただきたい事項について通知し、自治体が計画を定める場合に盛り込むべき事項を示しました。

このことを踏まえ、本市においても、令和7年度末で計画期間が終了する「第2期鳥取市放課後子ども総合プラン行動計画」について、これまでの取組状況等を踏まえ、引き続き放課後児童対策を推進し、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができるよう放課後児童対策行動計画（第3期計画）（以下「本計画」という。）を策定します。
※「放課後児童対策パッケージ」は、策定以降毎年更新し、発出されている。

2 計画期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画期間とします。

3 本市における実施状況

（1）児童クラブの状況（クラブ数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学校施設	34	34	34	40	41
専用施設	16	19	19	19	19
公共施設	13	12	12	12	12
民間施設	11	11	11	7	7
計	74	76	76	78	79

(2) 子ども教室の状況（教室数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
子ども教室	3	4	4	4	4
うち連携型	1	1	1	1	1
うち校内交流型	1	1	1	1	1

※連携型……………放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの。

※校内交流型…「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているもの。

4 具体的方策、目標等

(1) 児童クラブの令和12年度に達成されるべき目標整備量

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
量の見込み①	3,364	3,443	3,442	3,385	3,409
目標整備量②	3,364	3,443	3,442	3,385	3,409
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(2) 連携型または校内交流型の児童クラブ及び子ども教室の令和12年度に達成されるべき目標事業量

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
子ども教室	3	3	3	3	3
うち連携型	1	1	1	1	1
うち校内交流型	1	1	1	1	1

(3) 子ども教室の令和12年度までの整備計画

現在開設している子ども教室を継続して支援するとともに、地域から要望があれば実情に応じて子ども教室の開設を支援します。新たに子ども教室を開設する場合は児童クラブとの校内交流型又は連携型を原則とします。

(4) 児童クラブ及び子ども教室の連携型及び校内交流型の推進に関する具体的な方策

- ① 現在地域で運営いただいている子ども教室を継続して支援します。
- ② 学校施設を活用し、放課後の児童の安全・安心な場所を確保するとともに、家庭、学校及び地域等と連携し、児童の健全な育成を図ります。

(5) 小学校の余裕教室等の児童クラブ及び子ども教室への活用に関する具体的な方策
児童クラブの開設場所については、まずは学校施設内を第一とし、学校内に確保で

きない場合には、近隣の公共施設、民間施設、専用施設の順に検討することとしています。学校施設の利用にあたっては、学校、児童クラブ、教育委員会で協議し、特別教室等について、学校と利用時間帯を分けて共用することにより、開設場所の確保を図っています。開設場所の整備にあたっては、学校施設を最大限活用することを前提とし、普通教室の共用についても検討します。

また、学校施設の利用にあたっては、必要に応じ、申合せとして学校と児童クラブで利用方法のルールについて取り交わすことを含め、円滑で効果的な施設の利用を促進しています。

子ども教室の開設場所については、今後、校内交流型又は連携型を新規に開設する場合には、児童クラブと同様に学校施設内を第一に検討します。

気高町の浜村小、宝木小、瑞穂小、逢坂小の4校が統合し、令和13年度の開校を予定している新設統合小学校における放課後児童クラブについては、新設統合小学校内に移転改築します。

(6) 児童クラブ及び子ども教室の実施に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携に関する方策

本市では、児童クラブは、学校や教育委員会との連携を図り、事業を円滑に実施するため、平成15年度から教育委員会が所管しています。子ども教室は開始当初から教育委員会が所管しており、今後も両事業を教育委員会で所管することにより、総合的な放課後の児童の健全育成を推進します。

(7) 特別な配慮を必要とするこどもや家庭への対応に関する方策

本市では、放課後児童クラブ支援員を対象に配慮を必要とする児童への研修を実施しています。また、本市主催の研修以外にも、県や各種団体が実施する研修の案内を行い、積極的な知識の取得を推進しています。

個別のケースについて相談がある場合は、放課後児童クラブアドバイザーが各児童クラブを巡回訪問し、助言・支援を行うとともに、学校との連携を図っています。

また、こども関係部局等との綿密な情報交換により、就学前の幼児や、子育て世帯に対する施策の連携に努めます。

(8) 事業の質の向上に関する具体的な方策

基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の取得をする場として、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る手助けを行えるよう、引き続き支援していきます。

また、(7)に定める各種研修を積極的に周知・案内するとともに、有資格者である放課後児童支援員を増やすため、県が行う放課後児童支援員認定資格研修の受講を促し、支援員の資質向上を図ります。